

取調べの可視化の現状

刑事弁護委員会副委員長 岡田 浩志 (59期)

1 はじめに

法制審議会『新時代の刑事司法制度特別部会』での議論の結果、裁判員裁判事件と検察独自捜査事件を対象に、幾つかの例外事由の存在はあるとはいえ、取調べ全過程の録画が捜査機関に義務づけられることになったことは、皆さん良くご存じのことと思います。

そこで、ここでは、平成26年6月16日に最高検察庁の次長検事名で出された「依命通知」についてご紹介します。

2 平成26年6月16日付依命通知の内容 ～4類型以外の録音・録画～

当該依命通知は、

- ①従来試行していた4つの類型の事件（裁判員裁判対象事件、検察独自捜査事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題があると思われる事件、責任能力が争われることになる事件）の取調べの録音・録画について本格実施すること
 - ②それ以外の一定の事件においても、取調べ全過程を含む被疑者及び参考人の取調べの録画の試行を実施すること
- を内容とするものです。

そして、②の試行対象事件とは、「公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑

者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件」「公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件」とされています。

3 平成26年6月16日付依命通知を 踏まえた弁護実践の必要

実際、依命通知以降、上記4類型以外の否認事件について被疑者の取調べが録音・録画されたなどの報告がされています。

そこで、事件を担当する場合には、この依命通知を踏まえた弁護を実践する必要があります。

日弁連のウェブサイト（会員ページ）には、この依命通知を踏まえた「取調べ対応・弁護実践マニュアル 第2版」が掲載されていますので、事件を担当する際、参照されることをおすすめします。

4 おわりに

それぞれの会員の弁護実践が今後の全件・全過程録画に結びついていくものと思います。

可視化の現状を知っていただいた上で、被疑者への助言、捜査機関への申入れ等をしていただけたらと思います。

日弁連量刑データベースの活用法

刑事弁護委員会委員 大久保 博史 (62期)

1 はじめに

2012年3月より日弁連が構築した量刑データベース（以下「日弁連データベース」といいます）が運用を開始しております。2014年12月8日時点の登録データ数は1237件となっています。

日弁連データベースは、各単位会の分析担当者が裁判員裁判対象事件の判決書を分析し、事案の概要、主文の記載に加えて、量刑理由を悪情状と善情状に分けて記載しています。

判決書を確認したい場合、費用（500円＋消費税）を支払えば被告人名、住所など個人を特定できる情報がマスキングされた判決書を確認することができます。判決書が手元に届くまでに要する時間は、日弁連に申請してから1週間程度です。

日弁連データベースの概略については、岡田浩志会員のLIBRA2012年6月号29頁「量刑データベース運用開始!!」をご覧ください。

2 日弁連データベースの利用方法

(1) 当会の会員サイトにログイン後、「裁判所・各省市等からのお知らせ」の一覧を表示していただくと2012年4月17日に「日弁連・他会」からのお知らせとして「量刑データベースの運用開始について」がございます（会員サイト内で「量刑データベース」と検索していただいても同ページにたどり着くことが可能です）。こちらをクリックしていただければ、量刑データベースのアクセスURL、ID、パスワードが表示されますので、アクセスURLをクリックしてID、パスワードを入力すれば日弁連データベ

ースを利用することができます。

(2) 日弁連データベースでは、罪名、被告人の属性（女性、未成年）、刑罰（有期刑、無期刑、死刑）、刑期、執行猶予、任意の検索語による検索が可能です。

日弁連データベースは、裁判所の認定した量刑理由を具体的に記載しています。そのため、裁判所がどのような事実を量刑の理由として掲げているのかを確認した上で、判決を見据えて公判でどのような主張を行うのかを検討することが可能となります。特に、当事者の主張を排斥した点が記載されている事件もありますので、ご自身の主張が裁判所の認めるところになるのかどうかを批判的に検証することもできます。

(3) 「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」（司法研修所編、法曹会発行）が刊行され、最判平成26年7月24日判決において最高裁判所が量刑判断に関する考え方を示すなど、量刑に関する議論が深化しています。日弁連データベースを日々の弁護活動に役立てていただければと思います。

3 判決書提供のお願い

日弁連データベースは、会員の皆さんから提供していただいた裁判員裁判対象事件の判決書を基に作成した判決要旨がデータベース化されているものです。そのため、判決要旨の基となる判決書がなければデータベースの登録データ数は増えません。裁判員裁判を担当された際は、裁判所から交付を受けた判決書の写し（読み上げ原稿でも構いません）を当会にご提供下さい。